



認証基盤の整備について

株式会社マネーフォワード
取締役執行役員
Fintech研究所長 瀧 俊雄

会社概要

- 設立 : 2012年5月
- 事業内容 : インターネットサービス開発事業
(PFMサービス(BtoC)、MFクラウドサービス(BtoB))
- 本社 : 東京都港区
- 支店 : 大阪支店、福岡支店、名古屋支店、札幌支店、仙台支店、京都支店
- 証券コード : 3994



2017年9月29日 東証マザーズ上場

個人のお金の悩みや不安の解消、事業者の経営改善に貢献し、日本でNo.1の「お金のプラットフォーム」になることを目指しています。

Mission

お金を前へ。
人生をもっと前へ。

Vision

すべての人の
「お金のプラットフォーム」
になる。

Value

User Focus
Technology Driven
Fairness

「お金」は、人生においてツールでしかありません。

しかし「お金」とは、自身と家族の身を守るため、また夢を実現するために必要不可欠な存在でもあります。私たちは「お金と前向きに向き合い、可能性を広げることができる」サービスを提供することにより、ユーザーの人生を飛躍的に豊かにすることで、より良い社会創りに貢献していきます。

主要サービス一覧

BtoC(個人向け)・BtoB(法人向け)の両領域でサービスラインナップを拡充。

BtoC領域

PFM*1サービス



自動家計簿・資産管理サービス



くらしの経済メディア



金融サービスの比較・申込みプラットフォーム

BtoB領域

MFクラウドサービス



事業者向けSaaS*2型サービスプラットフォーム



自動記帳ソフト



経営分析クラウド

新規サービス



自動貯金アプリ



お金の相談窓口



企業間後払い決済サービス

*1 PFM : Personal Financial Managementの略称

*2 SaaS : Software as a Serviceの略称

個人のライフイベントとお金

- 様々な行政メニューが地域ごとに提供される中、情報の周知から制度の利用までのプロセスをユーザーに委ねていることは困難であるか、コストを伴う
- 情報の過不足を解消するためには、手続きに対する
 - ①問題意識が高まったタイミングで
 - ②できるだけコンパクトな情報で伝えることが重要。これらを民間サービスが事業チャンスとセットで提供していく未来像
- 行政機関、金融機関や教育機関等、人を介した通知も引き続き重要



理想的な家計・資産管理サービスを考えると・・・

- スマホにマイナンバーカードを内蔵し、厳重な本人同意を経れば、ユーザーによるデータ共有認可が各金融機関に通知され、API経由でマイナンバーに紐づけられた金融データが一括でサービスに集約される
- 集約された金融情報と、ライフイベント（予想を含む）の間のマッチングが行われ、必要に応じて、予備的・事後的なアラートが通知。そこから行政APIを活用した手続きや、情報の更新へ
- 相続時の混乱、休眠預金、特殊詐欺等の問題は、本人及び周囲への適切な通知・管理により激減
- 多くの金融手続きはスマートフォン上で完了。金融機関に出向くのは
 - ①ユーザーニーズが顕在化していない金融サービスの専門的相談
 - ②口座開設や数百～数千万円を超える送金の本人確認などの限定ケースに

個人のモビリティの確保

- 引越し（諸所の手続きの一元化。国内外の移動も含む）
- 子育て（世帯単位でのデータ管理のあり方）
- 転職（年金制度、住民税、健康保険等のデータ）

億劫ではない各種手続き

- **印鑑は電子証明書、住所はマイナンバーと送達先に置き換えられる**
- スマホ上やコンビニで口座手続きが行え、金融サービスにおける競争が促進
- 確定申告等における、保険・負債データの取り扱い等の簡素化

高齢者向けのデジタルイゼーション

- 高齢者自らが使えるサービスの普及（スマートフォンよりもICカード等）
→年金や取り崩し資産の範囲内で、暮らしていける目途が必要
→資産運用、消費アドバイス、保険契約等の組み合わせは複雑
- 生活支援の枠組み：後見制度（任意・法定）、信託、介護従事者、家族
→日常では高齢者の意思を尊重しつつ、状況のイレギュラーさに
応じて周囲のステークホルダーが適切な粒度で介入
- 次世代への継承：葬儀手配、資産・保険の整理、遺言、相続手続き
→生前には行いづらい会話を、いかに金融チャネルで促すか

異なる信用力のレイヤー

- | | |
|---------------|------------------------|
| ① 厳正な公的ID | 窓口での多重確認が必要 |
| ② マネロン対策されたID | 犯収法ベースの確認＋リスクベースモニタリング |
| ③ 信用力のあるID | 小規模の与信を可能として手続きを円滑化 |
| ④ 日常的な買い物のID | 同一性確認であれば生体認証で十分 |

①、②に関しては、マイナンバーカードのスマホ搭載等を通じて認証を利用でき、③、④に関しては、マイナンバーカード等を経て認証された合鍵をベースに、スマホの外での生体認証や認証ネットワーク上の派生証明書を利用できる

フェアネスを提供する公共インフラとして

- 公平な徴税基盤としての機能、間接税の自動計算（収受側、支払側）
- 自ら情報を差し出すためのメリットと何か

プライバシー上の論点

- 日本・ドイツにおいてキャッシュレス化比率が低い理由の一つは、個人情報との紐づけにもあると考えられる
- 事後的な調査は可能としても、事前にどこまで本人特定可能なIDと紐づけた決済があるべきかには慎重な議論が必要

企業のステージ別イベント

- リモートワークやフリーランス化、クラウド型のサービスの普及等により、企業の最小構成規模はより小さくなる傾向へ。事業者が事業に集中するために、裏側の仕組みは「誰でもでき」「重複がない」必要がある
- 申請者としての負担が開業率等に及ぼす影響も加味されるべき
- 住所の概念であったり、データのクラウド活用など、従来、人が確認し、人が信ぴょう性を担保していた要素には本質的な変化があった。データを確認するコストは劇的に安くなり、情報をプールせずとも、共有権限と改訂履歴の確認が行えれば、既存の手続きの多くは省略できる



「どの会社も持っている」認証基盤へ

- クラウドサービスの中で、税務申告から社会保険手続きまでをなぜ完了できないか？
- **行政手続きの情報が生成される場所に行政機能が接地していることが合理的**
（Ex. ECサイトでも支払い機能は内在）
- 目的別のサイト提供は「便利な霞が関」。機能のAPI連携は「気の利く部下」
- 「一度入れた情報を次からすぐ使える」だけでも法人番号の普及目途は高いのではないか
- 印鑑は登記時に必須、個人のマイナンバーも無償で証明書が配布されている。
対照的に法人向け証明書は必須ではなく「端末（Windows）」の縛りもある。会社設立時に証明書発行等の手続きを一元化し、クラウドサービスとして、ID/パスワードをベースにして利用できる認証基盤とするべきではないか。

21世紀の住所の考え方

- **物理的な住所は識別子ではなく、確実な送達先でもない**
- デジタルファーストな中、最後のデリバリーが紙となっては開封確認も不可
- 多くのクラウド基盤においてメールアドレスが主たる連絡先である中、特殊な証明書を付す等して、Eメールの中でのホワイトリスト化を図るのも一案

既存の公的な「信用」情報

- ①納税の記録、②申告されている財務諸表、③裏付けが取れている情報の二次利用、等は事業者サイドも利用してほしい
- 法人番号に紐づけられたオープン・データの活用だけでも、事業承継や信用創造の契機となりうる

「ワンス・オンリー」で「理解しやすい」バックオフィスへ

- 「村役場で一人が全部対応していてよしなに」を民間クラウドサービスとの基盤連携で実現できないか

個人番号と法人番号の連携

- 社会保障手続きや住民税等の源泉徴収等を連携し、自治体と雇用主双方への負担も大幅削減へ
- 人事・労務データを用いた年末調整資料等の処理も自動化
- ①代表者印→クラウド化した法人向け電子証明書の活用による電子契約
②角印→個人マイナンバーカード基盤を活用した電子契約
といった複数の認可レベルを設けた連携も、デジタル化促進に有効

徴税コストとの見合いでの優遇制度

- 希望する事業者に対して①経費に対する法人マイナンバーの紐づけ、②収入に占めるキャッシュレス比率（及びデータ連携比率）、③税務署に会計帳簿及び証憑資料への常時アクセスを可能とする代わりに、一定の申告納税制度に対するメリットを見出すことはできないか（控除枠、調査頻度の抑制等）
- 帳簿による真正性の確保から、集合的な情報での真正性の確保へ

申告納税制度を縮小し、賦課課税制度の拡大へ

- 情報の所在や及びモニタリングコストの変化から、民間における処理よりも、政府部門における処理にコスト効率性がある状態が生まれつつある
- 企業の最適規模が、副業、リモートワーク、バックオフィスのクラウド化、事業モデルの賞味期限短縮等により、縮小しつつある中で、納税業務における、政府・税理士・事業者のバランスが変化しつつあるのではないかと（Ex. 決算公告など、既に申告されているデータに対して税額を計算）

本資料の意見に係る部分は説明者の個人的見解であり、説明者の属する組織には一切関わりがありません。本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、予告なしに内容が変更されることがあります。

本資料は、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性・完全性を保証するものではありません。また、本資料に関連して生じた一切の損害について、当社は責任を負いません。